

ガイドラインの総則として記載する内容について
(イメージ)

1. ガイドラインの趣旨

ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項(法令等の解釈・運用)及び審査・処分の基準・考え方を示したものであり、

- ・行政庁(行政庁職員を含む。)及び公益認定等委員会(事務局職員を含む。)が職務を遂行するまでの指針
- ・公益法人(公益認定を検討する者を含む。)が、各種申請や事業遂行を行う際の指針(行政庁の対応についての予見可能性の向上)
- ・公益法人の活動を支援し、監視する国民の物差しとして使用される想定。

行政庁及び公益認定等委員会は、ガイドラインを踏まえた判断を行うことが求められる。これは、杓子定規の取扱いを求めるものではなく、個別の事情に応じて法令の規定及び趣旨を勘案し、又は社会経済の変化を踏まえ、柔軟な対応を行うことは、合議制機関を置くこととした制度の趣旨に合致する取扱いといえる。

ガイドラインは、社会情勢の変化、判断の蓄積、関係者(公益法人、都道府県、国民・企業等)の要望等を踏まえ、少なくとも年1回は見直しを検討。

2 基本的考え方

○認定法の目的

公益法人による公益目的事業の適切な実施を確保することにより、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することにある(法1条)。

○公益法人の責務等

公益法人は、認定法の認定基準を遵守しなければならない。

加えて、公益法人は、企業や国民の理解と支援の下、ガバナンスの向上、透明性の確保に取組み、事業の質の向上などに努める責務がある(法3条の2第1項)。

○公益行政の基本的考え方

- ・公益行政は、常に、法律による行政の原理に則り行わなければならない。
- ・公益行政の目的は、民間公益を活性化し、活力ある社会を実現することにある。

- ・行政庁が行う公益認定や監督は、公益法人が自らのガバナンスの下で自律的な取組を行っていくことを前提に、法律で定める最低限の基準を確保するために行うもの（事業の質や法人のコンプライアンスを保障するものではない）
- ・加えて、行政庁は、公益法人の自主的な取組を積極的に支援し、法目的の実現を図る（法第3条の2第2項）。

3 事務処理の原則

- ・迅速・丁寧な対応
- ・事実に基づく判断、効率的・効果的な業務遂行
- ・行政庁と合議制機関の役割分担（法43条・59条）

4 都道府県との連携

- ・自治事務（地域の実情を踏まえた都道府県の判断の尊重）
- ・全国で整合性のある運用の要請（法60条）
- ・定期的な情報交換・意見交換による連携の強化。
- ・内閣府は、新たな判断事例等について情報収集し、情報提供（ガイドラインの改廃プロセスを含む。）

5 行政指導等

- ・行政指導の一般原則（行政手続法32条）
- ・申請に関連する行政指導等（行政手続法33条～35条）
申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、速やかに手続を進める、書面の交付義務など
- ・監督上の措置に関連する行政指導（行政手続法34条・35条）
- ・複数の者を対象とする行政指導（行政手続法36条）
- ・不利益処分等を行う際の聴聞・弁明機会の付与（行政手続法第3章）
- ・審査請求手続（審理員（公正な手続ができる者を選任）など）（行政不服審査法）